

平成17年度宍粟市歳入歳出決算の認定について

賛成討論

17年度は、前年度の打ち切り決算によるところの余剰金・各町もちよりの基金や繰入金に頼らざるを得ないものとなりましたが、すべての事務事業の継承継続には公平・平等性を遵守することを念頭においた計画の年と位置づけ、随所に住民の意思を反映した先憂後楽のものであります。

三方小学校大規模改修、住宅マスタープラン・ストック総合計画に基づく市営横須団地整備事業・千種簡易水道等施設整備工事など、各種大型事業の推進は評価するものであります。このうちは経費・人件費の削減と滞納・未収金・税徴収問題などの取り組みを強化し、効果的かつ安定した財政基盤構築を期待し、賛成討論といたします。

討論の結果、賛成多数により認定した。

反対討論

合併1年目、旧町の継続事業は評価する。保険料・介護保険料など負担増で市民生活のしわ寄せばかりである。市民の意見を聞かず、市民局の大幅な縮小・本庁重視の機構改革・庁舎建設がはじめられた。予定価格と一致する入札の改善は急務である。市民の足の公共交通対策実施にむけ市民の意向調査を行うべきである。同和事業貸付金をはじめ滞納回収が進んでいない。ゴミ処理は、遠くへ運び、焼却する大型炉計画が進められ、分別・リサイクルの理念がない。社協山崎支部も入り連携できる山崎地区の総合福祉センター計画の具体化を急ぐべきである。

宍粟市立学校施設等の使用に関する条例の制定について

賛成討論

本条例は市立小・中学校の運動場・体育館等の施設を社会体育活動等のために使用する場合の使用料等を定めようとするものであり、旧4町の使用料より引き上げない体系で見直し、公平性を確保しつつ一体化をしようとするものである。なお教育委員会が社会教育振興等のため必要と認めるとき、施設の使用料免除規定もあり、利用者の大方が免除の対象となる。また受益者負担の公平性からも本条例の制定は適切であると考えるので賛成の討論とし、議員諸氏の御賛同をお願いします。



討論の結果、賛成多数により可決した。

反対討論

この議案は、市内の市立学校施設の使用料を統一しようとするものであり、体育館の冷暖房施設のように大幅に減額されているケースもあるが、逆に運動場照明施設のように従来無料であったものが有料になっているケースがある。

利用者の多くは、減免規定の対象になり、免除または半額免除ということになると思うが、減免対象とならない場合、運動場・体育館の使用料は、旧波賀町・千種町は1.2倍から最大で4.5倍もの引き上げになっている。このような引き上げはするべきでないと思う。以上で反対討論とする。

委員会報告

総務文教常任委員会

12月定例議会において付託された所管関係議案について12月11日18日に審査した主な案件。

(1) 宍粟市名誉市民条例の制定については、全員賛成で可決した。

(2) 宍粟市表彰条例の制定については、賛成多数により可決する。合併協議会の申し合わせに基づき適切であり、留意事項として運用に当たっては、各方面からの意見や思いを考慮すると共に、審査については公平性を重んじ、真に市民に納得を得る事を求める。

(3) 宍粟市学校施設等の使用に関する条例の制定については、賛成多数により可決した。

(4) 宍粟市スポーツ施設条例と宍粟市運動公園条例の一部改正については、賛成多数で可決であるが少子化に対する事を考慮して、使用拡大を図る必要がある。

(5) その他 宍粟市消防団員公務災害補償条例の一部改正 宍粟市特別会計条例の一部改正 宍粟市生涯学習センター条例の一部改正 宍粟市一宮ウツデイパークキャンプ場条例の一部改正については全員賛成により可決した。